宇都宮市立田原中学校生徒会会則

第1章 総 則

第1条(名称)

この会は, 宇都宮市立田原中学校(以下本校という) 生徒会という。

第2条(目的)

この会は、会員の自主的・自治的活動を通して、明るく楽しく規律正しい有意義な学校生活を送り、よりよい伝統と校風を培い、本校をますます充実発展させることを目的とする。

第3条(会員)

この会は、本校全生徒をもって会員とする。

第4条(活動)

この会は、その目的を果たすため次のような活動をする。

- 1. 学校行事への積極的参加
- 2. 地域行事への積極的参加と連携
- 3. 校内風紀の健全維持に関する活動
- 4. 募金活動, 助け合い活動, 福祉活動
- 5. 校内外の整備活動,美化活動,緑化活動
- 6. 保健衛生に関する活動
- 7. 学校図書に関する活動
- 8. 視聴覚・広報に関する活動
- 9. 学習に関する活動
- 10. 体育に関する活動
- 11. 安全・防火・防災に関する活動
- 12. 学校給食に関する活動
- 13. 部活動及びその応援に関する活動
- 14. その他の必要な活動

第5条(方針)

この会は、本校の教員を顧問とする。なお、議決されたことは職員会議を経て、学校長の承認を得なければならない。

第2章 役 員

第6条(役員)

この会は,次の役員をおく。

- 1. 会長 1名
- 2. 副会長 4名(各学年, 男女各1名)
- 3. 書記 2名
- 4. 庶務 2名
- 5. 会計 2名

第7条(選出)

会長・副会長の選出は、選挙管理委員会を設置する。選出の方法は、別に定める**選挙管理委員会規** 程による。その他の本部役員(書記2名・庶務2名・会計2名)と会計監査(2名)、生徒総会時の議 長団は、選出された新会長が指名する。

第8条(任命)

学校長が新たに構成された本部役員を承認し任命する。

第9条(任期)

役員の任期は、11月1日から翌年10月31日までとする。

第10条(任務)

役員の任務は、次のとおりとする。

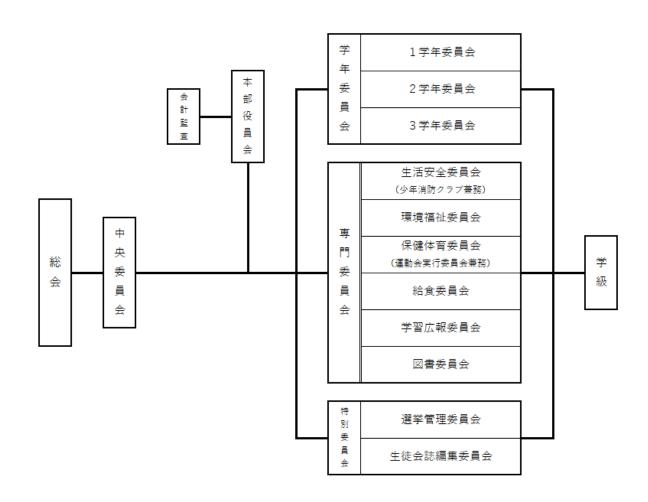
- 1. 会長はこの会を代表し、この会を運営管理する。
- 2. 副会長は、会長を助け、会長のいないときは、その代行をする。
- 3. 書記は、会議及び諸事項の記録をとり保管する。
- 4. 庶務は、生徒会だより発行等の広報活動をする。
- 5. 会計は、この会の会計事務を行う。

第3章 組織と会議

第11条(組織)

この会を運営するために、適宜次の機関をおく。

- 1. 総 会
- 2. 中央委員会
- 3. 本部役員会
- 4. 学年委員会
- 5. 専門委員会
- 6. 特別委員会



第12条(総会)

総会は、この会の最高議決機関である。

- 1. 総会は、全会員で構成される。
- 2. 総会は、年1回開く。ただし、中央委員会で3分の2以上の要求があり、会長が必要と認めたときは臨時に開くことができる。
- 3. 総会は、予算・決算、活動計画・報告、会則の改正、その他について、審議・議決する。
- 4. 総会は、決算について会計監査報告をする。
- 5. 総会の議決事項は、学校長の承認を得る。

第13条(中央委員会)

中央委員会は、総会に次ぐ決議機関である。

- 1. 校内の諸問題について審議する。
- 2. 本部役員, 学年委員長, 専門委員長で構成する。会議は, 公開とする。
- 3. 原則として、月1回開く。ただし、会長が必要と認めるときは臨時に開くことができる。
- 4. 急を要する事項については、総会に代わって決議し、後に総会で報告し承認を得る。
- 5. 中央委員会の決議を学校長に報告し、承認を得なければならない。

第14条(本部役員会)

本部役員会は、生徒会長が必要に応じて開く。

- 1. 生徒会活動全般(生徒総会,中央委員会,生徒会集会等)の企画立案・運営推進にあたる。
- 2. 生徒会長, 副会長, 書記, 庶務, 会計をもって構成する。

第15条(学年委員会)

学年委員会は, 学年委員長が招集する。

- 1. 学年・学級の諸問題について審議したり、学年単位で行う行事等を企画・運営をしたりする
- 2. 同一学年で構成し、学級委員(男女各1名)と学年主任で構成する。話合いの内容を学級で報告する。
- 3. 委員長, 副委員長, 書記, 会計(各1名)をおく。
- 4. 原則として、月1回開く。ただし、委員長が必要と認めるときは臨時に開くことができる。
- 5. 任期は、半期とする。前期は、1学期。後期は、2学期。
- 6. 学年委員は、専門委員会に属さない。
- 7. 学年委員長は、中央委員会に参加し、学級との連絡調整にあたる。

第16条(専門委員会)

専門委員会は、それぞれの具体的な計画を立て、その執行を担当する。

- 1. 次の6つの専門委員会をおく。
 - 生活安全委員会(少年消防クラブを兼任),保健体育委員会,学習広報委員会,給食委員会, 図書委員会,環境福祉委員会,
- 2. 各専門委員会は、各学級より選出された男女各1名と担当教員で構成する。
- 3. 委員長, 副委員長, 書記, 会計(各1名)をおく。 前期は3学年から委員長と副委員長, 2学年から書記と会計を選出する。 後期は2学年から委員長と副委員長, 1学年から書記と会計を選出する。
- 4. 原則として、月1回開く。ただし、委員長が必要と認めるときは臨時に開くことができる。
- 5. 任期は、半期とする。前期は、1学期。後期は、2学期。
- 6. 委員長は、中央委員会に参加し、そこで決議された事項を執行する。また、委員会からの提案・要望等を提出する。

第17条(特別委員会)

特別委員会は、必要に応じて臨時に組織し、運営する。

- 1. 特別委員会は、各学級より選出された男女各1名程度と担当教員で構成する。
- 2. 委員長, 副委員長, 書記, 会計(各1名)を適宜おく。
- 3. 次の特別委員会をおく。

生徒会誌編集委員会, 選挙管理委員会

第4章 会 費

第18条(会費)

この会の経費は、会費及びその他の収入をあてる。

- 1. 会費は、一人月額150円とする。
- 2. 会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 3. この会の予算および決算は、中央委員会で審議し、総会で議決する。
- 4. この会の決算は、会計監査報告をする。

第5章 慶 弔

第19条(慶弔)

慶弔に関する規程は、別に定める**生徒会慶弔規程**による。

第6章 改 正

第20条(改正)

この会則の改正は、中央委員会に提出・審議の上、3分の2以上の賛成で可決し、総会の議決を得て、学校長の承認を得て成立する。

付 則

- この会則は、昭和51年4月 1日より施行する。
- この会則は、平成29年5月17日から一部改正する。
- この会則は、平成30年5月16日から一部改正する。

選挙管理委員会規程

第1条(目的)

この規程は生徒会長・副会長を選出するため、生徒会会則「第2章 役員」の第7条(選出)に基づいて作られたものである。選挙は会員の自由な意志によって公正に行われなければならない。

第2条(選挙管理委員会)

選挙を実施し、公示(告示)する。

- 1. 生徒会長・副会長を選出するために、選挙管理委員会を設ける。
- 2. 選挙管理委員は立候補者と推薦責任者を除く、各学級より選任された委員(男女各1名)で構成される。選挙管理委員の互選で委員長1名を選出する。
- 3. 選挙管理委員会は、投票の3週間前に発足し、選挙終了後、当選者を発表し、学校長の任命が終わったのちに解散する。

第3条 (選挙管理委員の任務)

選挙管理委員の任務は、次のとおりとする。

- 1. 立候補受付から開票結果発表日までの日程と周知方法を定める。原則として,立候補受付締切日から投票日までは2週間以内とする。
- 2. 投票に関する細部の規定を作成し、投票用紙、その他選挙に必要なものを準備する。
- 3. 選挙活動・放送演説・立会演説会などの予定を立案し実施する。
- 4. 選挙公報を作成し配布する。
- 5. 投票の管理・開票作業・当選結果の報告を行う。

第4条(選挙日)

選挙は原則として新しい任期開始前の1か月以内に行うものとする。

第5条(立候補の届出)

立候補の届出は,次のとおりとする。

- 1. 立候補の届出は公示した日から1週間以内に書式をもって選挙管理委員会に提出する。
- 2. 会長候補・副会長候補を各学級から推薦・自推で募る。人数・性別などの制限は特に設けない。 3年生には被選挙権がないので、立候補することはできない。また、1年生は副会長にのみ立候 補することができる。立候補者は、学級担任と所属する学年主任の承認をもらい、選挙管理委員 会に届ける。
- 3. 1週間を過ぎても立候補者が出ないときは、旧生徒会本部役員が推薦責任者となり、2学年と1 学年の中から相応しい生徒を推薦することができる。
- 4. 候補者がそれぞれの定員の場合は選挙を行わず、信任投票をする。

第6条(選挙活動期間)

選挙活動は立候補届を提出した日から投票日前日までとする。

第7条(投票)

投票は,次のとおりとする。

- 1. 投票権は本校生徒に限る。
- 2. 選挙は無記名投票により行う。
- 3. 投票は立会演説会の翌朝(7:45~8:10)に行う。
- 4. 登校した順に投票所となる体育館に行って投票する。
- 5. 投票立会人は選挙管理委員が行う。
- 6. 指定された日時以外の投票は無効にする。
- 7. 立候補者が定員の場合は信任投票とし過半数をもって信任とする。なお、不信任の場合は再選挙を行う。
- 8. 次の投票は無効とする。
 - (1)会長・副会長、男・女それぞれ2名以上選出したもの。
 - (2) 落書きがあるもの。判断できないもの。
 - (3) 書く欄を間違えたもの。

第8条(投票管理者)

投票の管理は選挙管理委員会で行う。

第9条 (開票)

開票作業は選挙管理委員会が行い、立ち会いは生徒会担当の先生に依頼する。

第10条(当選)

選挙によって最高得票数を得られた立候補者は、学校長の承認をもって当選とする。

第11条(結果報告)

生徒会長・副会長に当選した生徒を投票日の翌日に選挙管理委員会から全校生徒に報告する。

付 則

- この規程は、昭和51年4月 1日より施行する。
- この規程は、平成 5年5月13日から一部改正する。
- この規程は、平成29年5月17日から一部改正する。
- この規程は、平成30年5月16日から一部改正する。

生徒会慶弔規程

第1条(目的)

この規程は、会員相互の親睦をはかるため、会員等に慶弔がある場合には、次の条項により、その意を表するものとする。

第2条(弔事)

会員の死亡の場合は、10,000円の香料と生花を贈り、弔意を表する。

会員の親の死亡の場合には、5,000円の香料を贈り、弔意を表する。

第3条 (疾病・災害)

会員が長期間(1ヶ月以上の入院)の疾病・事故のときは、見舞金として5,000円を贈る。

第4条(転退職)

先生方の転出および退職の時は, 花束を贈り, 謝意の意を表する。

第5条(経費)

必要な経費は、生徒会予算予備費より経理する。

第6条(その他)

贈与を受けた場合は、返礼してはいけない。また、第2条から第5条までで、処理できないものは、 その都度協議する。

付 則

- この規程は、昭和51年4月 1日より施行する。
- この規程は、平成29年5月17日から一部改正する。
- この規程は、平成30年5月16日から一部改正する。